

四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四日市市制施行120周年を記念し、郷土への誇り、愛着を深めるとともに、地域における魅力を十分に活用し本市の優位性をさらに伸ばすことによつて、交流人口、定住人口の増加に向けた機運を醸成するため、四日市市内に在住し、在勤し、若しくは在学する市民を含む市民活動団体、NPO法人、企業等又は市内で活動する市民活動団体、NPO法人、企業等（以下「実施団体」という。）が提案し、実施する事業（以下「市民企画イベント」という。）に対し、その開催に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる市民企画イベント（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 前条の趣旨に沿った事業であり、「子育て環境を整備する」、「地域の多様な能力を生かす」、「四日市市の魅力を磨く」又は「交流人口を増やす」のいずれかのキーワードにつながる事業
- (2) 実施団体の構成員以外の者が広く参加できる事業
- (3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に実施する事業
- (4) 市制施行120周年に併せて新たに実施する事業又は既存事業のうち市制施行120周年を記念し拡充する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 収益を主たる目的として行われる事業
- (2) 政治的・宗教的活動として行われる事業
- (3) 特定の事業の反対運動を目的とする事業
- (4) 他に市から寄附又は補助を受けている事業

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、実施団体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために直接必要な経費（事業の準備費を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 主催者の人件費
- (2) 主催者の飲食を目的とした経費
- (3) 主催者の資産形成にかかる経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた経費

3 補助対象事業が、既存の事業を拡充したものである場合は、拡充部分に限り、補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額（以下「補助額」という。）は、予算の範囲内で1つの事業につき100万円を限度として、補助対象経費の3分の2以内に相当する額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象事業に他の収入がある場合の補助額は、補助額と他の収入の額との合計が、総事業費を超えない範囲とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金交付申請書（第1号様式）に計画書、収支予算書、団体概要書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(審査会)

第7条 補助金交付申請のあった事業の中から、本市が補助すべき事業を選定し、市長に提言するため、四日市市制施行120周年記念市民企画イベント審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織等については、別に定める。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、第6条の交付申請書を受理したときは、審査会に内容の審査を依頼し、その提言を受け、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の規定により交付決定を行ったときは、交付すべき補助額を四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(概算払請求及び交付)

第9条 前条の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、

四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金概算払請求書（第3号様式）により市長に補助金の概算払請求をすることができる。ただし、事業完了前に請求できる額は、交付決定額の9割までとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（事業の変更）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市制施行120周年記念市民企画イベント計画変更承認申請書（第4号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費の各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の変更承認申請を受理したときは、その内容を審査し、第8条による決定を変更することができる。

4 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金等変更決定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、四日市市制施行120周年記念市民企画イベント実績報告書（第6号様式）に収支決算書、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第12条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、交付すべき補助額を確定するものとする。

2 前項の規定により補助額が確定したときは、四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金確定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、前項の通知に基づき、速やかに補助金又は補助金の残額を四日市市制施行120周年記念市民企画イベント補助金請求書（第8号様式）により市長

に請求するものとする。

4 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 規則、この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助対象事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の使用を不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、記念事業の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助額を確定した場合において、既に当該額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(書類の整備)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、保管しておかなければならない。

(補助金の評価)

第16条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。